

令和4年12月5日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合
業務課 052-211-2439

令和4年度 健康保険被扶養者の資格確認について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、適正な保険給付と高齢者医療制度に係る納付金・支援金の適正な負担のために毎年被扶養者の資格確認を行っています。

つきましては、本年度も資格確認業務を(株)大和総研へ委託し、事業主様へ確認対象者の被保険者様宛の封筒をお送りいたしますので、該当の被保険者様へお渡しください。

事業主様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 確認対象の方

令和4年4月1日時点で45歳以上の方

※ただし、次に該当する方は除きます。

- (1) 続柄が「子」の方
- (2) 令和5年1月31日までに後期高齢者医療制度に該当される方
- (3) 原則として令和4年6月1日以降に扶養認定された方

2. 提出書類

「健康保険被扶養者確認調書」(添付書類は原則不要です)

※同封の返信用封筒にて、被保険者様から委託業者へご提出いただきます。

3. 提出期限

令和5年1月31日(火)

4. 注意事項

※確認調書にて扶養の事実確認(収入)等ができない場合には、別途書類(確定申告書の写し等)を提出していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※提出期限までに確認調書などの提出がなかった方につきましては、被扶養者から削除させていただきますので、ご注意ください。

※「健康保険被扶養者確認調書」は令和4年11月2日現在のデータで作成をしております。行き違いで、すでに資格喪失(削除)された方の分がございましたら、封筒は破棄くださいますようお願いいたします。

ご不明な点につきましては、当組合業務課までお問い合わせください。